

## 懇談テーマ1

### 佐久山地区の地籍調査の実施について

市で実施している地籍調査については、市街地はほぼ完了しており、現在は優先順位を決めて毎年行っていると思うが、佐久山地区においても境界の未確定箇所が多く、土地売買や建築確認申請などの際には、多額の境界確認費用等が発生している状況である。

地籍調査に関する以下の事項について伺いたい。

- ①現在、大田原市内の地籍調査の進捗状況はどうなっているのか。
- ②佐久山地区に地籍調査が入るのはいつごろになるのか
- ③近々入らないとすれば、どのような基準で調査地区の選定を行っているのか。

### 【回答】

地籍調査事業につきましては、国土調査事業十箇年計画に基づき実施することとされており、市ではこの計画に基づき調査を実施しております。

近年の進捗状況につきましては、令和2年度から令和4年度にかけて、野崎の下石上地区と黒羽の前田地区の調査を実施し、現在、法務局の登記に向け、追加の調査等を行っているところであり、併せて令和5年度から新たに親園の花園地区に着手するため、準備を進めているところでございます。

また、地籍調査は、法務局への登記を以って事業完了となりますが、近年、登記に係る法務局の審査が非常に厳しくなっており、平成26年度以降に実施した7地区の調査において登記できていない状況であり、法務局と協議を重ねながら再調査等を行い、登記に向けた作業を進めているところでございます。

現在の国土調査事業十箇年計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とし、対象地区を「浅香5丁目、加治屋、親園、花園、荻野目、上石上、下石上、黒羽田町、前田、八塩」としており、現在、調査を進めております。

この対象地区を選定いたしました理由を具体的に申し上げますと、浅香5丁目及び加治屋地区につきましては、宅地分譲が増加しており、土地取引が活発な地区として選定、親園、花園及び荻野目地区につきましては、約0.7km<sup>2</sup>に及ぶ公団混乱地域により、長年に渡り道路改修事業の実施に支障をきたしているため、公団混乱地域の解消と道路改修事業の円滑な実施を目的とした地区として選定、上石上及び下石上地区につきましては、都市計画区域の用途地域内であり、また、都市計画道路の事業実施が決定している地区として選定、旧黒羽町の黒羽田町、前田及び八塩地区につきましては、市町村合併以前から地籍調査事業を実施しており、住宅密集地区で未実施となっていた地区として選定しております。

このように、都市計画道路等の公共事業が見込まれている地区や土地取引が活発な地区などを優先に選定しております。

次期計画の策定は、令和12年度になりますが、本市といたしましては、社会資本整備・都市開発・防災対策等の施策と連携した地籍調査が実施できるよう、佐久山地区を含めまして、対象地区の選定を行ってまいりたいと考えております。

### 懇談テーマ1【再質問】

ただ今の回答ですが、そうすると、当然ながら令和11年度までには佐久山地区は入っていないということですね。その後佐久山地区はいつ頃になるかというのは、まだ確定はしていないということですね。

#### 【回答】

まだ確定してございません。まずは令和11年度までに全体の予定が終わるかどうかです。それがまず1つ目の重要な点になってきまして、目鼻がついた段階で、次期10か年にかけて、地区の選定をいずれかの時点で行っていくということになると思いますので、その段階におきましては、佐久山地区を含めまして検討したいと考えてございます。

### 懇談テーマ1【意見】

今後、12年度以降、計画の中にぜひとも佐久山地区を入れていただきたいのご要望を申し上げまして、岩井町自治会からの提案の説明は以上で終わらせていただきたいと思います。

### 懇談テーマ1【再質問】

この地籍調査というのは法務局がやるのかなと誤解してしまっていて、今、市の方でやっていただいているということでわかったのですが、回答要約の中に「近年、登記にかかる法務局の審査が非常に厳しくて」という記載があるのですが、これは何故なのだろうと。

調査をする時に当然、法務局と調整をしながらやっていると思うのですが、調査を進めてから、それに対してクレームというか注文がついて登記ができないというあたりが一寸理解しにくいです。

それと、先日、私の自宅の登記をしようと思ひまして、土地家屋調査士の方に相談をしたのですが、そうしましたら、私の地区は公図と実際の状況が全く異なっているのので、これを登記するためには調査というか測量をしなければダメだと。測量するには公共施設を起点にしてやるので、そうすると100万円くらいかかってしまうと言われたのです。

それでは登記しなくても良いかなと話したのですが、そういうこともございますので、ぜひ次の12年度からの計画には入れていただきたいと強く思っていますので、よろしくお願ひします。

#### 【回答】

土地の権利を守ることで仕事をなされているのが法務局だと思います。法務局には14条公図(旧17条公図)という公図がございます、それが個人・団体を含めて土地の所有者の権利を主張する法の根拠となっているものでございますけれども、当該調査をした時点が例えば明治時代であるとか、そういったものの中にはございまして、更新されていないというところがございます。

何が問題かということ、公図の面積を測っていくと、大田原市の面積よりも大きくなってしまふということなのです。要は、昔測ったものなので、今の精度の高い測量技術で測っていないものですから、その形が実際とは違うというような現状が起こっているのので、それを是正するために我々が現場に出向いて測量するということになるのですが、そうしますと、今の精度の

高い測量で測ると公図と当然合わないというのが出てきて、それが道の形が大きく違っていたりとか、そうすると法務局の公図が正しいのか、今の太田原市で測量した結果をよしとするのかというのは法務局の担当官の判断になってくるということなのです。

そこが一番、現状だけで測ってしまうと、現状が変わっているのではないですか、本当は公図が正しいのに、現状が地元でどんどん、例えば道とか田んぼとかの形を変えてしまっていて、それがまずいのではないですかという判断もありますし、そうではなくて法務局の持っている元々の公図の方が測量の精度が悪くて、形が違うのではないですかというところは必ず起こってきます。

それで、どちらが正しいかというのを法務局の判断を受けて再調査なり何なりするということがあるのが非常に時間がかかるということなので、そこはご理解いただければと思います。その業務を担っているのが、現在は国から補助金が出て市町村がやるということになっておりますので、市町村が現況調査をして、古い登記である公図を新しく更新するという作業をしているというところがございますので、そこが一番時間がかかるというか、難しいところがございます。

## 懇談テーマ2

旧酒造店の酒蔵の文化遺産等としての整備活用について

旧酒造店の酒蔵は、昭和の大規模木造建築物として貴重な文化遺産であると思われるが、最近、土壁が崩落するなど老朽化が著しく、防災上も危険な状態となっている。

所有者も、何とかしたいと考えているが、修繕にかなりの費用を要することから、その対応に苦慮している状況である。所有者の話によれば、酒蔵は木造2階建てで、中には、様々な酒造の道具等も保管されており、実現には至らなかったが、テレビドラマの撮影に使用したいとの問い合わせもあったとのことである。

従って、整備することができれば、フィルムコミッション事業としての活用も考えられるのではないかとと思われる。

そこで、佐久山地区の文化遺産として、また、フィルムコミッション事業用施設等として、行政の関与により、旧酒造店の酒蔵を整備、保存、活用する方法はないか検討をお願いしたい。

なお、所有者は、手法はいずれにしても、酒蔵が活用されることになるのであればありがたいことであると話している。

### 【当日補足事項】

理由はここに書いてある通りなのですが、事前にいただいている回答も読ませていただきましたが、私がここでお聞きしたかったのは、後段ですね。「そこで」というところなのです。行政の関与により旧酒造店の酒蔵を整備・保存・活用する方法はないか検討をお願いしたいというのが、この質問の趣旨でございまして、いただいた回答は所有者がやるべきことと。所有者がやるのですよという視点での回答に終わっているのので、できましたら行政の関与によりやる術がないのか、その辺を少しお聞かせいただければと思います。

### 【回答】

文化遺産として保存する手法として、指定文化財の指定を受ける方法があります。こちらは、所有者からの申請方式をとっており、教育委員会への申請が必要となります。

教育委員会では、申請に対し専門家による文化財保護審議会に諮問し、その答申をもとに指

定の可否を判断いたします。指定文化財となった場合も管理は原則所有者になりますが、対象となる物件を修繕する際には、経費の一部について市の補助金を受けることができます。

しかし、指定文化財となった場合は、文化財保護に係る様々な規制がかかることとなり、所有者が自由に改築や取壊し等の変更を加えることができなくなります。指定文化財への指定につきましては、個人の財産に制限をくわえることとなるため、所有者の意向を優先し、対応したいと考えております。

なお、フィルムコミッション事業等での活用方法につきましても、所有者の意向や現状を確認し、対応したいと考えております。というのが、今回、回答として用意した内容でございますが、ただ今、自治会長さんの方から行政が主導となって保存に取り組むような手法があるのかないのか、そこを聞きたいとお話でございました。

私ども、あくまでも回答した通り、所有者があくまでも申請するというのを想定して、これまでもこういった文化財等々、進めてきた経緯がございまして、市が主導でこういったものの保存活動をやったという経緯のものは、今、私の記憶の中ではない状態でございます。その手法があるのかどうかというのを即答することができませんので、自治会長さんの方からそういったご意向であるということで、念のため確認をして、改めて佐久山地区区長会の方にご回答の方は差し上げたいと思います。

今日のところは、ここまでの回答になってしまうのですが、申し訳ないのですがよろしくをお願いします。

### **懇談テーマ2【意見】**

桜町自治会長からのご提案がありましたものにつきましては、後日、良く調査をして佐久山区長会の方に報告を得られるということで、よろしく願いしたいと思います。

### **懇談テーマ2【再質問】**

回答の中身ですが、それは行政の関与でやる方法があるのかないのかという回答なのか、それとも、行政の関与でこれを修繕とか活用する方法を検討する用意があるのかないのかという回答なのか、どちらになりますか。

#### **【回答】**

行政の関与ができるのかできないのか、するのかしないのか、この部分がまず回答になるかと思えます。

### **懇談テーマ2【再質問】**

両方ですか。行政の関与で活用する方法があるのかないのか、それは制度的なものだと思うのですが、それがひとつあって、その制度があるかないかはまた置いておいて、大田原市として、その活用について検討、すぐにやってくれということは難しいと思うので、検討するつもりがあるのかないのかということなのですが、そちらもあわせてということですか。

#### **【回答】**

はい。あわせて回答したいと思います。

## 懇談テーマ2【意見】

なかなか早急に答えが出る中身ではないと思うので、回答をいただける範囲で結構だと思いますので。

ただ、こういう問題があるというのを市長さんにもご認識いただきたいというのが提案の趣旨ですので。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

## 懇談テーマ3

### 空き家対策について

旧店舗が現在空き家になっており、かなり老朽化が進んでいる。ガラスも割れており、家の中を確認すると段ボール等が散乱している状態が確認できる。万が一火災になった場合、隣へ延焼する可能性が大であり、大惨事になる恐れがあるため、何とかならないか。

### 【回答】

市の空き家対策といたしましては、はじめに所有者を可能な限り特定し、空き家の改善指導や倒壊等の危険性がある場合は、所有者へ解体を促しております。

ただし、近隣の方に危険が及ぶ場合においては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「大田原市空家等の適正管理に関する条例」に基づき、空家等審議会へ諮問・答申を得て、特定空家等に認定し、行政代執行という形で解体する方法もありますが、個人の財産に直接介入をすることになりますので、慎重にすべきと考えております。

ご指摘のありました空き家につきましては、市にて現場を確認しており、空き家の老朽化や廃棄物等を認識しております。このまま放置すると、隣接地への影響や被害が懸念されることから、早急に関係者を特定し、通知または訪問による改善指導を粘り強く行ってまいります。

なお、当該空き家につきましては、現在、特措法に基づきまして、お亡くなりになった方の関係者の特定をして、すでに通知の方もしております。居所についても特定できましたので、今後の進め方といたしましては、これで何も反応がないということであれば再度通知を送って、それが無いということであれば自宅訪問という形になって、行政指導に入っていくという形になります。

現状の空き家対策について申し上げますと、令和3年度におきましては39の通報のうち、改善していただいているのが22件。令和4年度につきましては41件の通報中、21件ですから、約半分くらいについて所有者あるいは管理者の方が対応しているという現状でございますけれども、今回につきましては管理者が特定できていますことから、自宅訪問等をいたしまして、積極的に対応していただけるように粘り強く交渉してまいりたいと考えてございます。

## 懇談テーマ3【意見】

本人には一応指導はしているということですね。佐久山地区では昨年も空き家について懇談テーマにあげさせていただきました。

やはり、どんどん空き家が増えていってしまうと。

これはもう佐久山地区だけではなく、大田原市、栃木県、全国的にこの空き家というのが非常に増えて問題になっているというようなことで、6月にこの特別措置法が改正に

なって固定資産税の減額措置が適用されなくなる空き家の対象範囲が広がるなど、空き家に対する指導が厳しくなったのかなと思っています。

このまま増えてしまうと、どんどん空き家が増えてしまう。特に佐久山地区は高齢化が進んでいて、どんどん一人暮らしの高齢者がいなくなってしまうと、空き家という問題が出てきてしまう。

確かに市の方でひとつひとつ対応してください対応してくださいと言っても、空き家の状態であれば良いのですが廃屋の状態になった時に一番大変なのかなと思っています。

そのようなことで今回懇談テーマにあげてある物件につきましては、関係者がおりますので、できるだけ粘り強く、周りの方もおりますので、特に上町というところは空き家が多いので、そのようなことで、ひとつよろしくお願いしたいと思っています。

### **懇談テーマ3【再質問】**

桜町というのは、この上町の隣の自治会なものですから、このテーマをあげるにあたっては、実は私の方から上町の自治会長さんをお願いをしたという経緯がございますので、ひとつ確認なのですが、行政代執行という形なのですが、これは大田原市ではどのくらい事例があるのかということと、それと栃木市あたりは台風19号の時にかなり問題になって、行政代執行を進めたと記憶しているのですが、市として件数をまず聞きたいのですが、行政代執行というやり方について、今後どのように考えているのかというのがもしわかれば教えていただきたいと思います。

#### **【回答】**

今のところ代執行については実績はございません。例えば、隣接のお宅のところに倒れそうとか、道路に飛散してしまって通行が危ない、歩行者あるいは自動車の方を傷つけるということで、何か問題があるといった時には、何らかの形、代執行になるのかその辺はわかりませんが、最終的には代執行という手続きが法律上ある以上は、それを適用する段階というのは出てくると思います。

ただ、その前段として空き家審議会というのが市にございますので、それで本当に処分して良いものなのか、公権力を使って、税金を使って、個人の土地を、個人の建物を壊して良いのかどうなのかというところを判断していただいて、壊すということが1点あります。

それと、壊した後、その壊したお金というのは、市の税金でももちろん賄うと、当然最初は賄えるのですが、最終的にはその管理者の方に負担していただくという手続きもありますので、安易にという訳ではありませんが、行政代執行を続けますと、市が壊してくれるから管理しなくて良いのだ、放っておけば良いのだというような流れになっていくというのも懸念がございますので、そういう意味を込めまして、粘り強く行政指導して行って、個人のもは所有者の方が責任を持って自分のお金で対応していただくということをまずは念頭に進めていきたいという考えでございます。

### **懇談テーマ3【再質問】**

この空き家の解体費用に対する助成金を設けている市町があります。

大田原市においてはそういったことを考えているかどうかということをお伺いしたいと思います。

## 【回答】

現段階ですとございません。今後どのようにしていくというのは、全国的な動きであるとか、近隣市の状況も含めまして考えていく必要があると思います。

ただ、空き家を買ってリフォームをする時に、リフォーム代金の一部を市の方で補助するという制度がありまして、できれば空き家を有効活用して欲しいというところで今のところは制度設計をしてございますので、今後そういったことも含めて、検討する時期がいずれは来るのかなと考えてございます。

## 懇談テーマ3【意見】

調べていたら全国的には市町でそのような助成制度、県内でも助成制度をやっているところがあるということで、しかしながら助成をするから壊すかということ、それもまたどうかと思いますので、もしそのようなところで、そういう時期が来た時には、市としても何らかの考え方というか、そういったものを考えていただくということをお願いしたいなと考えております。

## 懇談テーマ4

市道佐久山平山線の改修について

過去に嘆願書や要望書を提出しているが、その後の状況について伺いたい。

最近特に大型車の通行量が多く、轍が大きくなっている。特に雨の日は轍に水たまりができて車が轍を避けてセンターラインをはみ出して通行している。

事故が発生してからでは遅く、安全上大型車に耐えられる全面改修を希望する。

測量に入っている様子が見受けられるが具体的な改修スケジュールについて伺いたい。

### 【当日補足事項】

提案の内容はそこに書かれた通りですが、すでにこの道路ができて30年近く経ちます。元々は道路が狭くて、昔は矢板小川線の方がメインの通りだったのですが、ただ、そちらの改修が遅れるということで、平山の道路が先にできるような状態になりました。

さらに悪いことに、小川街道の入口に道路が拡張されたと同時に宇都宮方面の看板が出てしまったのです。

そのために、通りが急に激しくなって、その当時から通りは激しかったのですが、年々近道を覚えてしまいまして、さらに交通量が増えているという。

雨の日などは轍ができておりまして、そこに大量の雨水が溜まっております。それを避けるために、ほとんどの車が轍を避けてセンターラインをまたいで走っているというような状況があります。

さらに雨が降ると、部分的に補修はしていただいているのですが、穴が開いて車がパンクするという事態も出ておりますので、この話題を出させていただきました。

## 【回答】

市道佐久山平山線は、主要地方道大田原氏家線と主要地方道矢板那珂川線とを結ぶ延長約2.0kmの幹線道路であり、近年、大型車両の交通量の増大に伴い、路面の損傷が激しく、簡易的な修繕を行ってまいりましたが、今年度から国の交付金を活用しまして全面改修を行うことといたしました。

本路線の改修計画につきましては、7月から10月にかけて舗装構造調査を行いまして、

有効な修繕方法を決定し、12月から令和6年3月にかけて、主要地方道大田原氏家線側、きらり佐久山のある方から舗装修繕工事を延長600m程度、順次行う予定であります。

令和6年度も引続き工事を行いまして、令和7年度に全線完了するよう努力してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

#### **懇談テーマ4【再質問】**

今年の7月から10月にかけて舗装構造調査を行い、12月から来年の3月に約600mをやっていたかということを理解しました。

今の中で、舗装構造調査というのは、私が気になっているのは、大型車が多いものだから、道路の舗装の厚さが非常に気になっています。市の基準だと5cmとか、県道だと10cmとか、国道で主要道路は30cmとか基準があるみたいですね。

かなり通行するので、その辺の構造調査というのは、それに耐えられる厚みなのか、または、地質でどうしても弱いところがあるとか、そういうことなのか、もう少し具体的にお聞かせいただければと思います。

#### **【回答】**

舗装構造調査でございますが、当該道路につきましては、大型車両の通行がかなり多いところでございます。

したがって、今回全面改修する時に、改修したけれどもまたすぐに壊れてしまうということがないように、道路はアスファルトのところは表層でございまして、そこが問題ではなくて、その下の上層路盤、下層路盤というように道路はかなり厚みのある構造になってございまして、その痛み具合を今回調査した上でこの計画で進めたいということでございまして、まだその痛み具合が舗装構造調査によらないと、どの程度の路盤までがどの程度傷んでいるというのがわからないものですから、あくまでも今のところは計画でございますけれども、いずれにしてもその舗装構造調査におきまして、道路がどの程度まで傷んでいるかを把握した上で、そこも含めて改修計画を立てていきたいということでございますので、ご理解いただければと思います。

#### **懇談テーマ5**

##### **有害鳥獣捕獲等について**

平山地区は、ゴルフ場に面しており、狩猟禁止区域となっている。他地区から逃れてきたカラスやサギ・カモ等が年々増加している。何らかの対策はできないか。

##### **【当日補足事項】**

平山の南の山ですね。平山と藤沢の間にゴルフ場があります。このゴルフ場ができてから、当然あの辺は狩猟禁止になっておりまして、すごく今カモとかカラス、サギ等が増えています。特に平山公民館の周りですね。あの辺がカラスの巣があったり、その一寸奥には平山溜という調整池があります。そこに鳥が集まっています。春先になりますと田植え後ですね、公民館の周りにカラスが数百羽。200~300はいると思いますけど、一堂にあつまります。これが田んぼの中に入って、カラスは足が短いこともあって、どうも水の中を歩くのは不得意みたいで、稲を踏み潰して、稲が倒れてしまうというような被害が出たり、カモが中を歩いたり、サギもかなり目立ちます。



そのようなこともありまして、狩猟禁止区域でありながら、そういった有害鳥獣の駆除が避難というか、そういったものがないかということで提案させていただきました。

#### 【回答】

平山地区に面するゴルフ場周辺については、琵琶池周辺が鳥獣保護区、またゴルフ場については「銃器に係る特定猟具使用禁止区域」に指定されております。

カモ・カラス・サギの駆除につきましては、地元の猟友会にご協力をいただき、毎年5月に延べ12日間にわたり大田原地区を除く市内において実施しております。佐久山地区においても鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域以外で実施しており、一定の駆除の数字はあがっておりますので、効果はあったものと考えております。

しかしながら、鳥類については特に生息地を選ばず、空を飛んで移動をしますので、更なる対策を講じるのが難しい状況であります。

銃器による駆除以外の対策といたしましては、野生鳥獣は、鳥類、獣類に関わらず、生きるための食料を常に探しておりますので、野生動物のエサになりそうなものを屋外に放置しないことが重要であると考えております。

特に農作物や家庭菜園で栽培される野菜などの残さや未収穫作物、収穫をしない柿等の放置が野生動物の格好のエサとなりますので注意が必要だと考えております。

これらを放置したままにしておきますと、知らず知らずのうちに野生動物に餌付けしていることとなりますので、地域ぐるみでの対策が何よりも重要でありますので、自治会長の皆様をはじめ、市民の皆様にはエサとなりそうな物を放置しない等のご協力をいただけますよう、お願いします。

#### 懇談テーマ5【再質問】

餌ということになりますと、春先なのでオタマジャクシ、カエルのあれですね。卵から孵った状態のものをカラスがとっています。

それから、奥に平山溜という溜があります。そこから繁殖したのかどうかわかりませんが、その辺の田んぼにはタニシがものすごく発生しております。それが餌となって、多分集まってくるのかなと考えております。

これらのタニシとか、またはオタマジャクシを駆除するとかいうようなことは何かできるのかどうか。

もちろん個人宅で生ごみを捨てたりすることも、そういうところに集まる原因になるかとは思いますが、どうも目的がそちらの方かなと思っております。何か対策があればと思ひまして。

#### 【回答】

公民館の周りに、春先に200から300周りにいるということですね。そこから平山の溜の方に餌を取りに行くというお話を最初にお伺いしましたけれども、数的にはすごい数が一斉に集まっているということで、近所にゴルフ場がありますので、どうしても銃器による捕獲等ができない難しい地区でございますので、有害鳥獣駆除ということで、佐久山地区も猟友会の力をお借りしながらやらせていただいているのですが、駆除した数を見ますと、先ほど言われた数にはとてもとても追いつかないようなところでございます。

餌にオタマジャクシとかタニシを捕食しているというようなお話ですが、私もこちらの方

の駆除とかそういうものをどうしたら良いかというのが、持ち帰らせていただいて、調べさせていただいて、ご回答させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

### **懇談テーマ5【再質問】**

有害鳥獣駆除で佐久山自治会としても担当の猟友会にお願いをして、実績の方も報告をしていただいています。これについては、やはり数量の制限というのはあるのですか。駆除の制限。

#### **【回答】**

有害鳥獣駆除の許可を取らせていただいていますので、その時に計画を出しております。2回ほどやらせていただきましたが、1回目が5月5日から9日、2回目が9月25日から31日ということで、2回で、捕獲許可数ということで許可をいただいているのは鴨が650羽、カラスが300羽、サギ類が150羽ということで、許可のもとに範囲内で駆除の方はさせていただいているということになります。

### **懇談テーマ5【意見】**

繁殖よりも獲る方が少ないというような感じですね。これは愛護団体からのあれもあるのですかね。

確かに撃てる場所は撃って、それなりの成果をあげて報告していただいているので、今回の質問のテーマでございますが、やはりそういったところに集まってしまう。

さらにまた集まったものが、また他のところに終わると行ってしまおうというような現状かなと思います。自然との戦いというか。

### **懇談テーマ6**

#### **市道の拡張工事について**

ふれあいの丘福原南部線は、那珂川町日向線の市町境からふれあいの丘に通じる市道である。

約半分の区間は工事が完了しているが、県道蛭田喜連川線との交差点を起点とする福原南部公民館入り口からふれあいの丘までが未着工である。

未着工部分の二分の一は、平成26年度の地元説明会から平成30年度用地交渉まで進んでいる。残りの区間についての進捗状況を伺いたい。

※令和元年5月20日再度要望書を提出済。

#### **【当日補足事項】**

こちらのテーマに出す以前に、相馬市長には時間を割いていただいて要望書を再度提出させていただきました。ご対応、本当にありがたく思います。

現行の進捗状況がまずひとつ。もう1点は、平成22年1月12日に、当時の自治会長と市会議員の前田万作さんとともに要望書を提出してあります。

この際に、ふれあいの丘南部線というのは、ふれあいの丘まで通ずるということで要望を提出していますが、その区間の二分の一が今現在完了しております。

その残りの二分の一について用地買収が行われ、今、工事の進捗がどのような状況かというのを確認するような状況になっているのですが、その先の部分についても地権者か

ら同意書をいただいています。

その関係で、そういう人の用地買収を含んでの今後についてもお聞きしたいと思ひまして、今回の区間の工事の進捗状況について伺いたいと思ひます。

#### 【回答】

当該路線の拡幅工事につきましては、現在、県道蛭田喜連川線から市道福原10号線までの約623mの区間で事業を進めているところでございます。

現在、一部用地の取得が難航しており、当区間の全体的な拡幅工事の実施見込みが立たない状況であります。用地買収が済んでいる県道側から福原南部公民館までの区間につきましては、先行して工事を実施すべく、令和4年度から電柱の移転など関係機関との調整を図っているところでございます。

市といたしましては、残る福原南部公民館から市道福原10号線までの区間については道路利用者の安全確保を図るため、一体的に工事を実施したいと考えていることから、引き続き一部用地の協力要請を続けて行くこととし、現在の計画区間を完成させることを当面の目標としているところでございます。

そのため、現計画より先の市道福原10号線から市道ふれあいの丘線までの拡幅工事につきましては、今のところ道路改良計画の予定はしておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

#### 懇談テーマ6【再質問】

進捗状況は理解できましたが、最初の要望の中で、その先の用地買収等が進んでいないというのが何故なのかということと、十数年、13年以上経過していますので、世代交代をされて、どうしても用地の取得が難航するというような状況にも至ると思ひますので、工事の進捗を先に求めるというよりも、用地を取得しておいた上での工事の進捗というのはないものかと思ひまして、先日、要望書を再提出したのですが、一部難航しているという状況というのは、実は世代交代をしてしまったというのが大きな理由で、元の世帯主さんは同意をしてくれていました。

ところが世代が変わった瞬間に、用地買収に入ったところで反対になってしまったと。

計画そのものは同意を全部得ていたという状況を伺ったのですが、今後、それよりも先です。ね、延伸の部分についても工事を進めるということ的前提というよりも、拡幅の有無というのを前提に用地買収を進めておいてもらって、その間で工事に着手できればと思ひます。

ですから、十数年経つと、これからまた10年経ってしまうと、なお一層世代交代してしまいますし、今の現況で世代交代しているのですから、できれば現在進めていただいているところまで進めた先の延伸部分も用地買収という形で工事を先に進める以前に進めていただければと思ひます。

元々、福原南部は大きい地域ではないので、距離的にも数キロあるというような状況ではないので、2箇所要望は出ささせていただきましたけれども、もうひとつ区間についても、地権者は市の方に譲渡しても良いというような案件もありますので、できればふれあいの丘に抜けるとライズラインに抜ける道が、手立てができますし、緊急時の対応とかも柔軟に対応できますし、もうひとつは那珂川町の方の市道及び県道が整備されていますので、その延伸上で福原南部というのは交通の通行地点になりますが、自治体の中での交通量は少ないかもしれないのですが、他からの通行の要になっていますので、できればそのような形で進めて欲しいと、再度お願いしたいと思ひます。

## 【回答】

当該路線につきましては、平成22年当時の福原南部自治会長さん、当時の前田万作議員のご紹介、令和元年度には当時の自治会長さん、前野良三議員のご紹介と。

今回、令和5年の滝田議員のご紹介での要望ということで、市としても、当該路線につきましてはなんとか進めたいと考えておりまして、まずは今難航しているところのご理解をいただいて、まずは主要道路間の整備を完了させたいというところがございます。

もちろん、その先線につきましても、今後検討していく必要があると思っておりますが、地域の生活道路についての要望は非常に多いというのが現状でございます、それぞれバランスを取りながら市としても整備していく必要があると思っております。

その中で、基本的には地元の方、皆さん賛成なさっているのですが、いざ入ってみると様々な状況で、用地取得が実際は難しいと。

皆さんの前では賛成だから協力するというようなお話をいただいたとしても、市の職員が入っていくと色々な条件が出てくるといいうところでも実際にありますので、なるべく市としては虫食い状態のようなところをたくさん作って、どこも中途半端な道路になってしまっているということは避けたいということと、市が一旦決めたら、その道路は必ず通すのだというような地元の方にも理解いただいて、そこができないうちは市としても諦めないというような考えで事業は実施したいと考えておりますので、地元の自治会長さんにおきましてもそこをご理解いただいて、早く道路整備が実現できるように協力していただければと思いますので、ご理解も含めましてよろしくお願ひいたします。

## 懇談テーマ7

### ごみの分別収集について

ペットボトルを含むプラスチックの分別化が進められているが、缶（アルミ含む）の袋による収集を検討していただきたい。

ビンの収集同様、コンテナによる収集が望まれるが、市としての考えを伺いたい。

### 【当日補足事項】

ごみの分別なのですが、単純に缶の収集が、袋に入れて袋を破ってまたそれを開けるという作業をしているのだらうなという予想から、コンテナ収集というのは他の市町村でも行っているというような現状がありますので、何故、市では導入できないのだらうということで、伺いたいと思ひまして、今回のテーマにあげました。

## 【回答】

缶のコンテナ回収につきましては、これまでも何度か市民の皆様からご意見をいただき、実施の可否を検討してきた経過がございます。

検討の中でのコンテナ収集のメリット、デメリットについてご説明させていただきます。

メリットにつきましては、専用袋の購入費用がかからなくなること、缶を取り出した後の焼却処分する袋がなくなり、袋分のごみの減量化が図れることが考えられます。

また、デメリットといたしましては、事前にコンテナを地域のごみステーションに配置する必要があるほか、コンテナを配置する場所が必要なことなどがございます。

缶の発生量から試算しますと、予め配置するコンテナもビンのコンテナと比較して多く必要になることから、十分なスペースの確保が必要になりますが、市街地での確保が困難

な箇所があること、また、配置する車両もこれまでより多く必要となり、収集業務に係る費用が増加することが考えられます。これらのことから、現在の収集形態を継続しているところであります。

なお、本市のごみに関する施策に関しましては、「一般廃棄物処理基本計画」により、実施されているところでありますが、2年後には、次期計画の策定を行うこととなります。

ご提案のコンテナ収集につきましては、今後、次期計画策定の際にも検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

### **懇談テーマ7【再質問】**

缶については、2年後に考えるということになっているのですが、今度プラの回収が来年度から入ると思うのですが、一部スーパーさんでは実際プラの回収というのは確か行っていると思ひます。

このプラの回収について、先日も20日のところで説明があったのですが、学校を通したりとか、集めること、要は袋に入れてごみを出しますという話をされたのですが、出すという行為、もし汚れていればごみに分別しますよと簡単に書いてあったと思うのです。

実際その洗った容器をゴミステーションに出すのか、別なところに持っていくのかということ再度検討した方が良いのかなと思ひて。

例えば学校に集積所を、自分たちの自治会の集積所ではなくて、学校とかにポイントを与えるようなやり方で、例えば学校活動に役立つようなポイントを市の方から助成するとか、集めた分量に対してそれをするという、その大きな場所で集められないのかなと思ひまして、この間から疑問しかないのです。

今の缶の問題と同じで、一方的に出した時に、誰かがプラマイという状態ではないのですが、出すことによって豊かになれる環境も必要なのではないかなと思ひて、コンテナ収集と同じような仕組みというのが、次年度ただ単にステーションに出すということではなくて、例えば小さい学校の中でプラを集めましょうというキャンペーンではないですけど、そういう取り組みから始めて、集めた分量に対する市の助成とかが、学校の子供たちの活動費になったりとかという仕組みに変えると、この収集する側もそこに行けば集められるということになってくるので、パターンを変えようまくいくのではないかと。

スーパーさんの利用とか、集積所に出すのではなくて、そのような方法もひとつの方法なのではないのかなと思ひまして、このコンテナ収集というのは、そういうような含みも含めて要望の中に加えてあります。缶に関しては理解できましたので。

### **【回答】**

プラごみの回収を来年度の4月から実施するというところで、生活環境課の方で進めております。実際にプラごみの回収につきましては、法律による回収ということになります。

当然、プラゴミを減らすということが目的にございます。家庭から出るものというものを集めるというところで設計しているのは、ステーションでの回収。家庭から出るものをステーションに集めて、ステーションの今ある資源ごみと同じように集めるというような設計をしております。

実際に学校の方で集めるという、学校単位で集めるというところではないのですが、ペットボトルの回収はまさに網で集めて、ひと網あたりいくらということで、集める団体に還元しているというものもやっておりますが、今のところ市で考えているのはペットボトルの部分で、このプラごみについては、今の設計の中ではステーションでの回収という形を考えています。

ただ、今の設計の中でも、どれくらい集まるのかというのわかりませんし、今後その状況によっては色々と考えていかなければならないというところは問題として担当の方も思っております。

とりあえず、今、考えている4月からの考えというのは、ステーションでの資源物と同様の回収方法というところからスタートしていきたいと考えております。